

宇和島市ブランドブック制作業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、宇和島市ブランドブック制作業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる受託候補者をプロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

宇和島市ブランドブック制作業務

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和4年12月28日まで

(4) 提案限度額

2,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 実施方式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更正計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (3) 宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年告示第97号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (4) 宇和島市建設工事等請負業者選定要綱（平成17年告示第12号）に基づく入札参加資格の認定を受けている者であること。（参加意向表明書提出時に併せて入札参加資格登録申請をして也可）
- (5) 日本国に本店、支店又は営業所を有していること。
- (6) 平成29年度以降に、以下の受託実績のいずれかがあること。
 - ① 宇和島市以外の地方公共団体等が発注した地域ブランディング、シティプロモーションに係る冊子制作（フリーペーパーを含む）
 - ② 民間企業のブランドブック制作
 - ③ 移住・総合観光に係る冊子制作

- (7) ストックフォトを含む画像やイラスト等の著作権等、制作物における各種権利について、自社で日常的に円滑な運用とチェック等のための専門の人員を有し、かつ、第3者にそれらの知見をセミナー等の形式を通じて指導・監督している実績が複数あること。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの認定又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けていること。

5 実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

1. 公募型プロポーザル実施の開始	令和4年5月10日（火）
2. 実施要領等に関する質疑受付	令和4年5月16日（月）まで
3. 実施要領等に関する質疑回答	令和4年5月18日（水）まで
4. 参加申込書の提出期限	令和4年5月24日（火）まで
5. 参加資格の審査結果の通知	令和4年5月30日（月）予定
6. 提案書等の提出期限	令和4年6月20日（月）まで
8. プレゼンテーション・ヒアリングの実施（オンライン）	令和4年6月24日（金）
9. 審査結果の通知・公表	令和4年6月下旬
10. 契約の締結	令和4年7月上旬

6 参加手続

（1）実施要領・仕様書等の配布

① 配布期間

令和4年5月10日（火）から令和4年5月24日（火）まで

② 配布方法

宇和島市ホームページに掲載するほか、市長公室において配布する。

（2）質問の受付及び回答

① 実施要領等に係る質問は、「宇和島市ブランドブック制作業務プロポーザル質問書（様式第1号）」によるものとし、総務企画部市長公室に電子メールにより提出すること。なお、提出後には必ず電話で受信確認を行うこと。

宇和島市 総務企画部 市長公室 シティセールス推進係

E-mail : koshitsu@city.uwajima.lg.jp

電話番号:0895-24-1111（内線 2458）

② 提出期限

令和4年5月16日（月） 午後5時まで

③ 回答方法

令和4年5月18日（水） 午後5時までに宇和島市ホームページに掲載

(3) 参加申込書の提出

① 提出書類

- ・参加申込書（様式第2号）
- ・同種・類似業務の履行実績（様式第3号）
- ・配置予定の業務責任者（様式第4号）
- ・会社概要（様式第5号）
- ・再委託予定調書（様式第9号）
- ・添付書類（参加資格を証明する書類等）

② 提出期限

令和4年5月24日（火） 午後5時まで

③ 提出場所

〒798-8601 宇和島市曙町1番地

宇和島市 総務企画部 市長公室 シティセールス推進係

TEL：0895-24-1111（内線2458）

④ 提出方法

持参又は郵送

⑤ 参加資格確認結果

参加申込書提出者に対し、参加資格審査結果を文書にて通知する。

(4) 提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は次により提案書等を提出するものとする。なお、提出書類の規格は、A4判片面印刷とする。

【提案書記載事項】

No	項目	内容
1	理解・分析	<p>①「第2期うわじまブランド魅力化計画」の目的達成のために、本業務で製作するブランドブックが担う役割</p> <p>②事業コンセプト</p> <p>③詳細なターゲット及び用途</p> <p>④ブランドブック全体イメージ</p> <p>※イメージカットなどを用い、ブランドブック全体のイメージが把握できるように資料を準備すること。 (仕様書に定める内容・構成を満たすものであること)</p> <p>⑤撮影を提案する魅力資源リスト案</p> <p>参考：宇和島市フォトギャラリー https://www.city.uwajima.ehime.jp/site/photogallery/</p> <p>⑥次に掲げる要素をどのように表現するかの説明</p> <p>ア：日常の豊かさ</p> <p>イ：ブランドステートメント、ロゴマーク、キャッチコピーの趣旨</p> <p>ウ：住みたくなる、帰りたくなる、連れて行きたくなる</p>

2	工夫	ターゲットに遡及するための No1④～⑥での工夫について、今回の業務で採用する理由・効果を説明すること。 ※④～⑥のすべてについて提案を求めるものではない。
3	自由提案	業務目的を踏まえ、委託金額の範囲内でターゲットに対しブランドイメージの浸透とシビックプライドの向上を図るために効果的な企画があれば自由提案すること。 ※No 1・2で説明した場合も改めて記載すること。
4	実施体制	様式 7・8 号に記載する業務実施体制及び担当予定のメインクリエイターの実績について説明すること。

① 提出書類

- ・企画提案書等提出書（様式第 6 号）
- ・提案書（任意様式）
- ・業務実施体制（様式第 7 号）
- ・担当予定のメインクリエイター実績（様式第 8 号）
- ・スケジュール（任意様式）
- ・見積書（様式第 10 号）

② 提出期限

令和 4 年 6 月 20 日（月） 午後 5 時まで

③ 提出場所

〒798-8601 宇和島市曙町 1 番地

宇和島市総務企画部市長公室シティセールス推進係

TEL : 0895-24-1111 (内線 2458)

④ 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着とする。）

⑤ 提出部数

正本 1 部・副本 9 部・電子データ（外部記憶媒体（DVD-ROM 等））

(5) プрезентーションの実施

提出された提案書等についてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

① 実施日時・場所（予定）

日時：令和 4 年 6 月 24 日（金）

場所：宇和島市が指定する WEB 会議システムを使用しオンラインにて実施

② 所要時間（予定）※変更の場合がある

プレゼンテーション：30 分以内、質疑応答：10 分程度

③ その他

・プレゼンテーションの順番は、原則、提案書等を受け付けた順とする。

・WEB 会議参加に必要なすべての環境は各参加者で用意すること。

・プレゼンテーションは、企画提案書に記載のある内容を基本として行うこと。そのほかにプレゼンテーションで使用する資料・素材については事前に届け出ること。

- ・WEB会議の接続テストのため、6月22日（水）に本番環境下でのアクセステストを30分程度行う。時間等については、企画提案書受付後に参加者に通知する。
- ・予期せぬトラブルにより通信不良となった場合は、5分の時間延長を認めることとする。それを超える場合は、提案書に記載のある内容にて審査を行う。
- ・詳細については、後日、別途通知するものとする。

7 受託候補者の特定

(1) 審査方法

審査は、別に設置する宇和島市ブランドブック制作業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が、提出された提案書等とプレゼンテーションの内容を評価基準に基づき審査する。

(2) 評価項目及び評価内容

別表「宇和島市ブランドブック制作業務プロポーザル評価基準」のとおり

(3) 受託候補者の特定

審査の結果、最も優れた提案として評価した者を受託候補者として特定する。ただし、受託候補者はあらかじめ定めた最低基準点を満たしている者とする。なお、参加業者が1者でも審査を行い、最低基準点を満たしていれば受託候補者として特定する。

8 審査結果

審査結果は特定後、参加者全てに文書で通知するものとする。なお、審査結果等についての異議申立ては受け付けない。

9 審査結果の公表

審査結果は、宇和島市ホームページにおいて以下のとおり公表する。

- ・受託候補者の名称
- ・全参加者の名称（五十音順）
- ・全参加者の点数（得点順）

※参加者が2者の場合、次点者の点数は公表しない。

10 契約に関する事項

受託候補者と市が協議し、業務委託に係る仕様書を確定させた上で契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容が基本となるが、受託候補者と市との協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約金額が本プロポーザル時に提出した見積額と異なる場合がある。なお、受託候補者と市との間で行う仕様書の確定について、協議が整わなかった場合には、審査結果において順位が次点の者と協議を行うこととする。

11 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。

- (2) 市から指示がある場合を除いて、提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は認めない。
- (3) 提出書類は、出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

12 留意事項

(1) 失格事項

参加申込書、提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提案書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 見積金額が実施要領に示す提案限度価格を超える場合
- ⑥ 実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑦ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他留意事項

他の留意事項は次のとおりとする。

- ① 提案書等の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。
- ③ 複数の提案はできない。
- ④ 参加申込書の提出後又は提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式第11号）を提出すること。
- ⑤ 提案書の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。ただし、市が受託候補者の特定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）ができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、宇和島市情報公開条例（平成22年条例第25号）に基づき公開する場合がある。

13 担当部署・問合せ先

所 在 地：〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地

担当部署：宇和島市 総務企画部 市長公室 シティセールス推進係

電話番号：0895-24-1111（内線2458）

FAX番号：0895-24-1121

E-mail : koshitsu@city.uwajima.lg.jp